

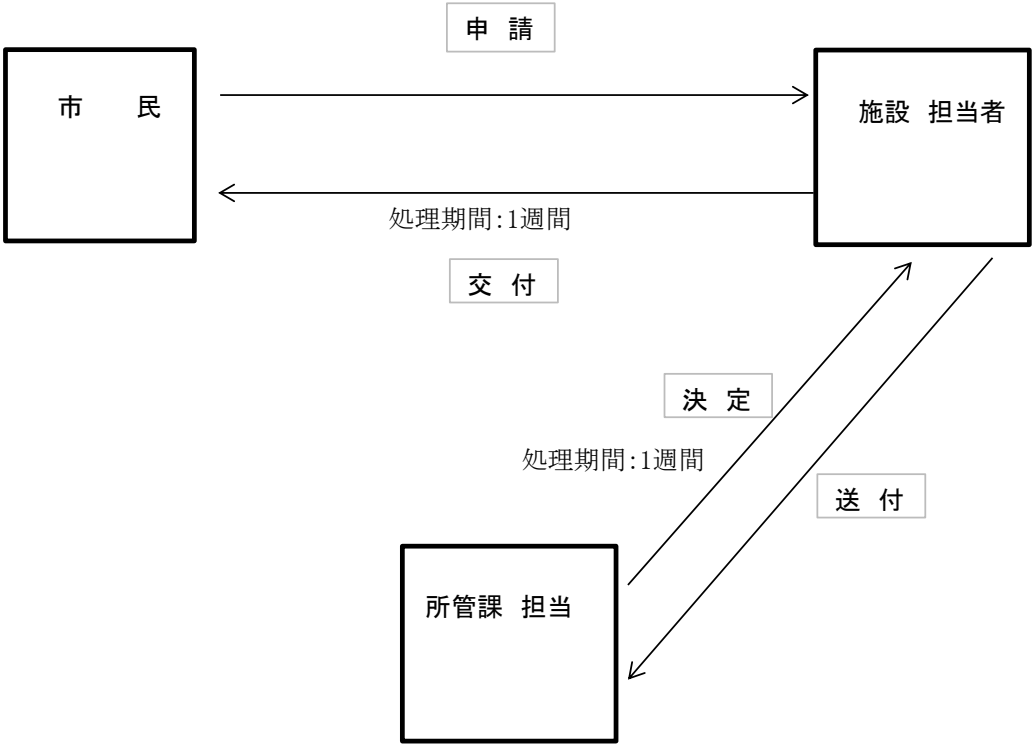
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 40

処 分 名	安岡避難地の使用料の減免	
処 分 の 概 要	安岡避難地の使用料の減免を行う。	
根 拠 法 令 名	松山市安岡避難地条例(平成16年条例第61号)	
条 項	第6条	
所 管 課	防災・危機管理課	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		2週間
標 準 処 理 期 間		計 2週間
判 断 基 準	同条例施行規則第4条第1項の各号に該当する場合。 ・非常時の防災対策又は消防に関する行事 ・市の主催する行事 ・地区住民全体参加対象とする行事 ・市長が特に必要と認めた場合 【根拠法令等】 松山市安岡避難地条例 (使用料の減免) 第6条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。 ●審査基準 松山市安岡避難地条例施行規則 (使用料の減免) 第4条 条例第6条に規定する特別の理由とは、次のとおりとする。 (1) 非常時の防災対策又は消防に関する行事のために使用するとき。 (2) 市が主催する行事のために使用するとき。 (3) 地区住民全体を参加対象とする行事のために使用するとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか市長が特に必要と認めたとき。 2 使用料の減免を受けようとする者は、許可申請書の提出時に、松山市安岡避難地使用料減免申請書(第3号様式)により市長に申請しなければならない。	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。